

トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム（第10期） 学内応募の手引き @ 神戸大学

1. はじめに

まずは、この応募の手引きを読んで、トビタテの概要と申請までの流れを知りましょう。
また、トビタテ公式HPまたは神戸大学HP（トビタテのページ）にて**必ず「募集要項」を確認**しましょう。

2. 派遣留学生の要件（募集要項P7 9.参照）

- 日本国籍を有する学生又は応募時まで日本への永住が許可されている学生
- 本制度で実施する事前・事後研修及び派遣留学生ネットワーク（留学気運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
- 機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生は「大学全国コース」、満たさない学生は「大学オープンコース」の対象です。
※家計基準の判定は、収入に関する証明書類（平成29年1月～12月）をもとに国際交流課が行います。学部生・大学院生で提出書類が異なりますが、平成31年4月1日時点の学籍身分（見込）で判断します。 ※ 6. ③ <提出書類> 参照
- 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに機構へ連絡してください。
- 平成31年4月1日時点での年齢が30歳以下である学生
- 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による支給月額を超えない学生
※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。
※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。
※機構が実施する第一種、第二種奨学金の貸与を受けている者は、本制度の奨学金との併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学の担当部署にて手続きを行ってください。
- 本制度において、過去に派遣留学生として採用されていない学生
※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は対象となります。また、高校生コースの派遣留学生として採用された学生も対象となります。
- 本制度の平成31年度（第5期）高校生コースに応募していない学生

3. 留学計画の申請要件（募集要項P4 5. (2)）

- 平成31年4月1日（月）～平成31年10月31日（木）に諸外国において留学が開始される（渡航日ではなく、プログラム開始日となります。）計画。
※日本で開催される事前研修に参加することが留学開始の要件となります。
- 諸外国における留学期間が28日以上2年以内（留学期間を3か月以上とする計画を推奨（「海外初チャレンジ応援枠」は除く。））の計画
※留学期間が1年以上かつ支援期間が13か月以上となる計画の支援人数は、支援予定人数全体の1割を上限とします。留学期間とは、受入許可証等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。
※留学期間終了後、1ヶ月以内に帰国する必要があります。
- 留学先における各受入機関（以下「留学先機関」という。）がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画
※留学先機関がなく、毎月の在籍確認をとれない計画は支援対象となりません。
- 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。語学学習が留学計画全体の準備課程ないしは補助的位置づけとして計画の一部に含まれているケース、又は新興国コース応募者が新興国において現地語（英語以外）の習得を目指すケースは、支援の対象となります。
- 留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

4. 申請コース別申請対象の詳細（以下のコースより1つのみ選択してください）

申請コース名	申請対象分野	応募対象地域等	支援予定人数
① 理系・複合・融合系 人材コース 未来テクノロジー人材枠	理系・複合・融合系	国・地域限定なし ※留学計画が理系・複合・融合系である場合、渡航先が新興国・世界トップレベル大学等に該当する場合も、本コースに申請する	180
	先端テクノロジー領域 ※詳細は募集要項で要確認		
② 新興国コース	人文・社会科学系	今後経済成長が見込まれる国・地域 ＜想定される国、地域（例）＞ 東南アジア（ASEAN）諸国、南アジア（SAARC）諸国、中東諸国、アフリカ諸国、中南米諸国等	60
③ 世界トップレベル大学等コース		以下のような世界大学ランキング（※国内ランキングや学部等の専門分野別のランキングは含みません。）で100位以内に位置する大学や、同等の教育レベルにある研究機関 ■ QS World University Rankings 2018（クアクアレリ・シモンズ社） ■ World University Rankings 2018（タイムズ・ハイヤー・エデュケーション）	80
④ 多様性人材コース	分野限定なし	国・地域限定なし	80
			400

・理系・複合・融合系人材コースの3割程度を、「未来テクノロジー人材枠」として採用します。

・支援予定人数のうち、大学オープンコースの支援は1割程度です。

◆海外初チャレンジ応募枠について◆

海外渡航経験が浅い方が選択できる項目です。選択は任意で、より人物面重視の選考となります。この枠での支援者数は、支援者数の2割程度です。申請コースに関わらず選択できますが、よく検討してから選択しましょう。

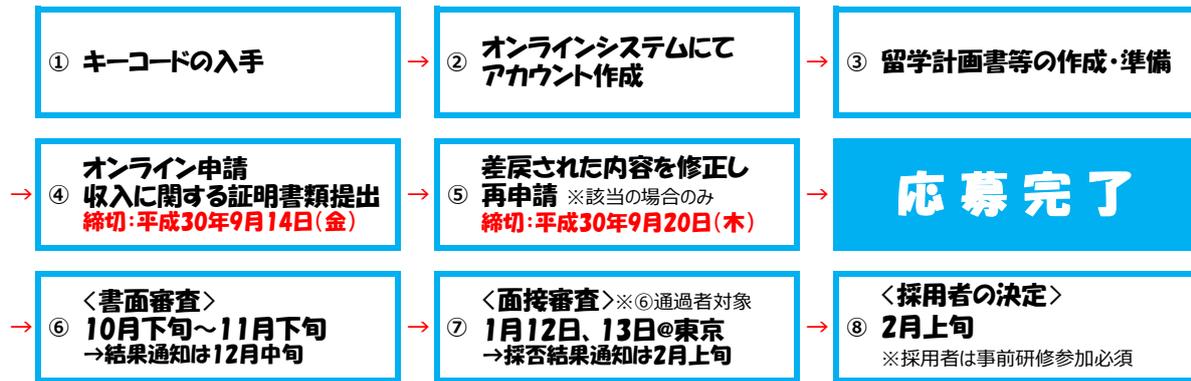
★「トビタテ！オーストラリア・クィーンズランド州留学枠 大学生等コース（QLD枠）」について★

平成30年度後期（第9期）募集から、トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムにおいて支援に至らなかった学生等を対象に、オーストラリア・クィーンズランド州政府及び州内の各大学から、別途支援をいただいています。平成31年度前期（第10期）に応募する学生等を対象とするQLD枠の有無及び詳細は、平成30年度9月頃決定する予定です。決定次第、トビタテ公式HP等にお知らせされるようですのでご確認ください。また、QLD枠が実施される場合、QLD枠への応募を希望する場合は、トビタテオンライン申請システムの「3.受入先機関情報及びスケジュール」の「第2希望の受入機関を設定する理由」の欄の冒頭に「QLD枠希望」と記載してください。トビタテ10期申請時に、オーストラリア・クィーンズランド州以外への留学（他国を含む）を計画していても、変更の意思があれば応募は可能です。

5. 支援内容

支援内容	支給内容	支援額 (大学全国コース)	支給時期
		支援額 (大学オープンコース)	
奨学金	北米、シンガポール、 欧州（一部地域を除く）、中近東	¥160,000	原則、当該月に支給
		¥60,000	
	アジア（シンガポールを除く）、大洋州、 中南米、アフリカ及び上記除外国	¥120,000	
		¥60,000	
※留学開始月または留学終了月であるか否かを問わず、留学期間流派、奨学金の月額を支給します。 ただし、1月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しない。また、総留学期間が28日未満の場合は支援の対象外です。			
留学準備金 (定額)	アジア地域	¥150,000	原則、留学開始前に 支給
	上記以外の地域	¥250,000	
授業料 (定額)	支援期間が1年を超える	¥600,000	原則、留学開始前に 支給
	支援期間が1年以内	¥300,000	
	※学位を取得可能な大学・大学院・短期大学を留学先機関とし、留学計画に沿った専門分野を学ぶことを目的とした授業の授業料を支援の対象とします。語学の授業料のみの場合は、支援対象外となります。		

6. 申請～採用までの流れ



- ① 応募には「キーコード」が必要です。応募を希望する場合は、国際交流課まで応募希望の旨ご連絡ください。その後キーコードをお伝えします。
- ② トビタテ公式ホームページからオンラインシステムにアクセスし、アカウントを登録します。キーコードが無ければ登録できません。メールアドレスはPCで使用するアドレスであり、普段よく利用するものを設定してください。国際交流課からみなさまに連絡する際に、このメールアドレスを使用します。
- ③ 事前に募集要項を熟読し、本制度の趣旨を十分理解したうえで留学計画書等を作成しましょう。また、留学計画の記入例をよく読み、間違いのないように記入してください。（記入例はオンラインシステム上で確認できます）

<提出書類> ※詳細は募集要項で確認してください

①～④はオンラインでの入力・添付です。★は国際交流課へ直接提出してください（持参または郵送のみ可）

未来テクノロジー人材枠以外へ申請する者

- ①平成31年度官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1）
- ②自由記述書 ※定められた4項目について自由記述（A4 2枚以内、様式自由、大学等名・氏名を記載）
- ③留学先機関の受入れ許可書等 ※任意ですが、提出の場合は書面審査で加点対象になります。
- ★収入に関する証明書類（必要書類は別紙1を参照）

未来テクノロジー人材枠へ申請する者

- ①平成31年度官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1）
- ②自由記述書 ※定められた3項目について自由記述（A4 2枚以内、様式自由、大学等名・氏名を記載）
- ③学習状況や成果・実績を証明する書類
- ④留学先機関の受入れ許可書等 ※任意ですが、提出の場合は書面審査で加点対象になります。
- ★収入に関する証明書類（必要書類は別紙1を参照）

- ④ 内容を最終チェックし、「学校へ申請」をクリック。一度申請すると、差戻しの場合以外は一切修正できません。入念にチェックしてから提出するようにしてください。
上記3. ④収入に関する証明書類についても提出してください。締切は**2018年9月14日（金）**です。
- ⑤ ④の後、入力に不備があれば、差戻しのメールが届きます。不備を修正し、**2018年9月20日（木）**までに必ず再申請してください。
※再申請締切日まではオンラインシステム登録のメールアドレス宛に、差戻しの連絡が来ないかこまめに確認してください。
※例年、誤字脱字等の不備が非常に多いので要注意。再申請では、誤字・脱字は訂正しません。

学内申請締切日 : 2018年9月14日（金）
再申請締切日 : 2018年9月20日（木） ※ただし差戻しがある場合のみ
 （注）締切りを超過した場合は、一切受け付けません。

- ⑥ 一次審査：書面審査です。みなさまの計画書等の応募書類を審査されます。結果は大学を通じて、みなさまへ通知します。
- ⑦ 二次審査：面接審査です。日時についてのご連絡は⑥の書面審査結果通知時に行いますが、日程を変更することはできませんので、ご留意ください。採否結果は大学を通じて、みなさまへ通知します。
- ⑧ 採用された学生は、いずれかの事前研修に参加することが義務付けられています。（参照：募集要項P7 9.(1)）

- 平成31年4月～平成31年6月に留学を開始する派遣留学生
 関西会場（予定）：平成31年3月16日、17日
 関東会場（予定）：平成31年3月20日、21日
- 平成31年7月～平成31年10月に留学を開始する派遣留学生
 関東会場（予定）：①平成31年6月8日、9日 ②平成31年6月15日、16日 ③平成31年6月22日、23日

【お問い合わせ】

神戸大学国際交流課

メール：intl-exchange@office.kobe-u.ac.jp

電話：078-803-5262

II. 収入に関する証明書類

収入に関する証明書類 フローチャート

収入に関する証明書類の提出が必要な人は、申込者と同一生計の家計支持者です。家計支持者については次のとおり取り扱います。

(家計支持者)

- ・ 父母二人の場合は二人とも
- ・ 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ・ 父母がいない場合は、代わって家計を支えている人

※申込者と父母（どちらか一方も含む）が別居している場合でも、生計が同じであれば、父母両方の収入に関する証明書類の提出が必要です。

※無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でも収入に関する証明書類を提出する必要があります。

※父母がいる場合は、同一生計に父母以外に家計を支えている人がいても、その人の収入に関する証明書類は原則不要です。ただし、父母が低収入又は無収入で家計を維持できず、他の者の援助を受けている場合は、父又は母の収入に、援助金額を加算して計上することとなります。

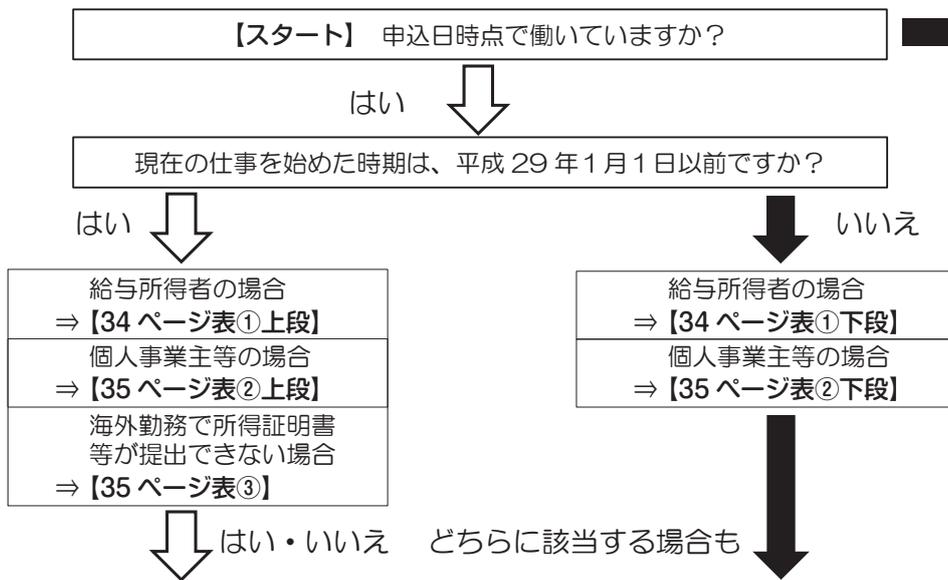
それぞれの人がフローチャートを確認して、必要な証明書類をすべてそろえてください。

収入に関する証明書類の提出が必要な者については、34ページを参照してください。

★特別な事例の場合

- ・ 申込者本人が児童養護施設等に在籍している場合→36ページ表⑬
- ・ 申込者本人が里親に養育されている場合→【36ページ表⑭】

証明書類の詳しい説明は、「収入に関する証明書類の提出一覧」
(34ページ～36ページ)の表①～⑭をご覧ください。



併せて下記の収入がある場合は、**該当する証明書類をすべてご提出ください。**

- ※1 申込時点で受給している金額から年額を推算し、給与に合算してください。受給額が記載された証明書類が必要です。
- ※2 複数ある場合は、該当するすべての証明書類が必要です。
- ※3 申込時点で受給が終了している場合は、申告不要です。

傷病手当金 ⇒【35ページ表④】	年金 (遺族年金、障害年金等) ⇒【35ページ表⑥】	生活保護 ⇒【36ページ表⑦】
援助金、感謝料(養育費) ⇒【36ページ表⑧】	各種手当(児童扶養手当、 児童手当等) ⇒【36ページ表⑨】	

【第一種奨学金希望者又は併用貸与希望者のうち、家計支持者の住民税の「所得割額」が0円の人が提出する書類】

(1) 提出対象者

平成29年度以降入学者の第一種奨学金希望者又は併用貸与希望者のうち、25ページの学力基準又は26ページの家計基準において「家計支持者の住民税の「所得割額」が0円であること」に該当する人については、そのことを示す証明書の提出を学校から指示されます。

(2) 提出する証明書（25ページ（注6）参照）

奨学金を申し込む時点で取得できる直近の年度の家計支持者の「所得証明書」等により、住民税の「所得割額」が0円であることを確認します。

- 取得できる直近の年度とは、平成29年度（平成28年1月～12月分）又は平成30年度（平成29年1月～12月分）となります。
- 家計支持者が父母二人の場合は、父母両方の住民税の「所得割額」が0円であることが必要です。
- 住民税とは、市区町村民税のことです。
- 「均等割額」は0円である必要はありません。

住民税の所得割額が0円であることを示す所得証明書（例）

平成29年度 特別区民税・都民税 所得証明書			
賦課期日現在の住所	東京都新宿区桜ヶ丘1-2-3		
氏名	奨学 一郎		
平成28年中の所得等	所得割額	均等割額	発行番号 12345
総所得金額等	0円	2,000円	
給与収入額	0円	2,000円	
年金収入額	0円		
所得の種類	内訳	減免額	0円
種別	金額	年税額	¥300,000
控除等 非課税理由		証明書交付時の 欄番号（大学等）	
上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 30年 4月30日 ○○○長 長之印			

証明書の「所得割額」の欄が空白（または「*」（アスタリスク）が記載）となっている場合は、0円の証明書として認められません。（注）

お住まいの区市役所・町村役場にお問い合わせのうえ、所定の手続きをとってください。
（注）課税のために必要な資料を提出していない場合、「所得割額」の欄が空白であったり、「*」が記載されます。

「均等割額」の欄は「0円」でなくても構いません。

「傷病手当金」、「雇用保険」、「年金（遺族年金、障害年金等）」、「生活保護」を受給していますか？

はい ↓

いいえ ↓

該当する証明書類をすべてご提出ください。

- ※1 申込時点で受給している金額から年額を推算し、給与に合算してください。受給額が記載された証明書が必要です。
- ※2 複数ある場合は、該当するすべての証明書類が必要です。
- ※3 申込時点で受給が終了している場合は、申告不要です。

傷病手当金

⇒【35 ページ表④】

雇用保険

⇒【35 ページ表⑤】

年金
（遺族年金、障害年金等）

⇒【35 ページ表⑥】

生活保護

⇒【36 ページ表⑦】

援助金、感謝料（養育費）

⇒【36 ページ表⑧】

各種手当（児童扶養手当、児童手当）

⇒【36 ページ表⑨】

現在の状況（無職・無収入）が始まったのは、平成28年1月1日以前ですか？

はい ↓

いいえ ↓

所得金額0円と記載のある「所得証明書（非課税証明書）」
⇒【36 ページ表⑩】

「収入に関する事情書」（様式は学校から受け取ってください。）
⇒【36 ページ表⑫】

※すべての家計支持者に一切の収入がない場合
⇒【36 ページ表⑩】

※すべての家計支持者に一切の収入がない場合
⇒【36 ページ表⑩】

〈対象者と必要書類一覧（例）〉

	状態	書類必要 (○)・不要 (×)	必要書類
例1	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：無収入 (専業主婦など)	○	所得金額0円とある所得証明書 又は所得金額0円と記載のある非課税証明書
例2	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート	○	源泉徴収票
例3	父：自営業	○	確定申告書（第一表と第二表）
	母：無収入 (専業主婦など)	○	所得金額0円とある所得証明書 又は所得金額0円と記載のある非課税証明書
例4	父：自営業	○	確定申告書（第一表と第二表）
	母：パート	○	源泉徴収票
例5 ※1人親の 場合	母又は父：会社員	○	源泉徴収票
	祖父：年金	×	祖父の収入に関する書類は不要。ただし父又は母のみの収入で家計を維持できず、祖父からの援助金がある場合は、援助の年額の証明が必要（本事例において祖父ではなく会社員の兄（姉）がいる場合は、祖父を兄（姉）と読み替えてください）。 ※援助の年額の証明は様式自由で援助者が作成し、書名・押印が必要
例6 ※家計 支持者が 3人以上	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート	○	源泉徴収票
	祖父：年金	×	祖父の収入に関する書類は不要。ただし父及び母のみの収入で家計を維持できず、祖父からの援助金がある場合は、援助の年額の証明が必要（本事例において祖父ではなく会社員の兄（姉）がいる場合は、祖父を兄（姉）と読み替えてください）。 ※援助の年額の証明は様式自由で援助者が作成し、書名・押印が必要

(注) 無収入……機構では、祖父母からの援助金、慰謝料等の非課税の援助金、障害・遺族年金、生活保護、児童扶養手当、児童手当等の公的手当を含む一切の援助を受けていない状態を無収入といっています。

〈収入に関する証明書類の提出一覧〉

32～33ページ「収入に関する証明書類 フローチャート」に応じて必要な証明書類とスカラネット入力に関する説明をまとめてあります。表の最後に記載している注意事項もよく読んでください。

- (注1)～(注8)は、36～37ページに記載していますので、併せてご覧ください。
- 収入に関する金額は、1万円未満を切り捨てします。
- 複数の収入がある人は、それぞれ該当する証明書類を提出してください。

(例) パートをしていて、各種手当を受給している。→下表の①及び⑨の証明書類を提出

収入状態	必要書類	スカラネット入力の説明
①給与を受けている	平成29年1月1日に交付) 源泉徴収票のコピー（勤務先から平成30年1月に交付） 勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。 ※支払報告書は受付できません。 ※2か所以上から給与を得ている者 (注1) 参照 ※海外勤務者 (注3) 参照 39ページ「 1 源泉徴収票を用いる場合」も、併せてご覧ください。	源泉徴収票 「支払金額」を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
	平成29年1月2日以降に就職・転職あり	年収見込証明書（新勤務先発行）あるいは新勤務先の直近3か月以上の給与明細のコピー ※源泉徴収票は受付できません。 ※旧勤務先の証明書は必要ありません。 ※ (注2) 参照

学部生対象

収入状態	必要書類	スカラネット入力の説明
②商店・農業等を営んでおり確定申告をしている	<p>平成29年1月1日以前から同じ業務形態</p> <p>税務署の受付印のある確定申告書（第一表と第二表）（控）のコピーあるいは受付印のある市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピー （平成30年2月～3月に申告したもの）（注3）参照</p> <p>※第一表だけでなく、必ず第二表も提出してください。</p> <p>※確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合の取扱い（注4）参照</p> <p>※確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合の取扱い（注5）参照</p> <p>※「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の取扱いについて（注6）参照</p> <p>40ページ「2 所得税の確定申告書を用いる場合」も、併せてご覧ください。</p>	<p>「確定申告の控における収入・売上金額」欄、「確定申告の控における所得金額」欄へ、それぞれ入力します。</p> <p>※税務署の受付印がない場合（注4）参照</p> <p>スカラネット入力においては、確定申告書の金額を入力します。</p> <p>※給与収入が含まれている場合</p> <p>収入金額等の給与収入部分は、「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。詳しくは、41ページ「◆平成29年分確定申告書 Bの例」をご覧ください。</p>
③海外勤務のために源泉徴収票や確定申告書（控）が提出できない場合	<p>平成29年1月2日以降に開業・廃業等あり</p> <p>直近3か月以上の帳簿等のコピー</p> <p>※確定申告書は受付できません。</p> <p>※（注2）参照</p>	<p>年収及び所得を推算し、年収を「確定申告の控における収入・売上金額」欄、所得を「確定申告の控における所得金額」欄へ、それぞれ入力します。左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。</p> <p>※計算式の記入がないときは選考を受けられなくなります。</p>
④傷病手当金を受給中	<p>会社の給与支払明細書（平成29年1月～12月分）あるいは 昨年一年間の年収証明書（勤務先から証明を受けてください。様式自由）</p> <p>※証明書の余白に「海外勤務」と記入してください。</p> <p>※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点での円換算の計算式を余白や別紙に記入してください。</p>	<p>年額を推算し給与とみなします。</p> <p>「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。</p> <p>※左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。給与も支給されている場合は、休職中の年収見込証明書又は給与明細のコピーも添付し、合算します。</p>
⑤雇用保険基本手当（失業保険）を受給中	<p>雇用保険受給資格者証のコピー （ハローワークより交付）</p>	<p>基本手当日額×所定給付日数から平成29年12月以前の受給額を差し引いた金額を給与とみなします。</p> <p>「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。</p> <p>※左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。</p>
⑥年金を受給中（※遺族年金を含む）	<p>年金振込通知書のコピーあるいは年金額改定通知書のコピー （日本年金機構等より交付）</p>	<p>年額を給与とみなします。</p> <p>「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。</p>

学部生対象

収入状態	必要書類	スカラネット入力の説明
⑦生活保護を受給中	生活保護決定（変更）通知書のコピー （住所地の市区町村福祉事務所より交付） ※（注7）参照	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。
⑧祖父母（又は親戚等）からの援助金や離婚後の養育費等	援助の年額の証明 （様式自由：援助者が作成し、署名・押印） ※（注8）参照	援助の年額を給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
⑨各種手当（児童扶養手当、児童手当等）を受給中	通知書のコピー （住所地の市区町村より交付）	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。
⑩収入が無く、預貯金を切り崩して生活（父母ともに無職・無収入の場合）	生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月分程度の記帳の部分）のコピー 及び収入に関する事情書（書式は学校から受けとってください） 及び所得金額0円と記載のある所得証明書あるいは所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー（市区町村発行）（37ページ囲み記事参照） ※年度途中の退職等により所得金額0円と記載のある証明書が発行されない場合は、所得証明書あるいは非課税証明書は不要です。	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑪平成28年1月1日以前から申込時点まで収入が無い（専業主婦・夫等）	所得金額0円と記載のある所得証明書あるいは所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー（市区町村発行）（37ページ囲み記事参照）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑫平成28年1月2日以降に退職し、その後無職・無収入（父母いずれか一方がこの状態になった場合）	収入に関する事情書（書式は学校から受けとってください）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑬申込者本人が施設在籍者	施設在籍証明書（施設長より発行）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑭里親による養育を受けている	児童（里親）委託証明書 （児童相談所より発行）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。

（注1）同一人で2か所以上から給与を得ているため、確定申告をした場合は、源泉徴収票の代わりとして税務署の受付印のある確定申告書（第一表・第二表）あるいは受付印のある市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピーを提出してください。その際は、確定申告書の収入金額等欄の給与額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。また、給与と各種手当を受けている場合も、合算金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。40ページ「**2** 所得税の確定申告書を用いる場合」も併せてご確認ください。

収入状態	スカラネット入力の説明
2か所以上から給与を受けている	確定申告書の収入金額等欄の「給与」の金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
給与（又は公的年金等）を受けており、かつ商店・農業等を営んでいる	確定申告書の収入金額欄の「給与」、「公的年金等」の合計金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力、それ以外の項目の合計金額を「確定申告の控における収入・売上金額」欄に入力、所得金額欄の「給与」、「公的年金」以外の項目の合計を「確定申告の控における所得金額」欄に入力します。

- (注2) 平成29年1月2日以降に家計の状況に変更(就職・転職等)があった場合、源泉徴収票あるいは確定申告書(控)では申込日現在の状況を証明できません。34～36ページの表に記載のとおり、書類を準備してください。
- (注3) 「市民税・県民税申告書(控)」は確定申告書(控)と同等の効力をもちます。「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」、「納税証明書」は所得の内訳の記載がないため**証明書類として認められません**。給与支払報告書も認められません。
- (注4) 確定申告書(控)に税務署の受付印が無い場合は、確定申告書(控)に市区町村発行の平成29年度(平成28年1月～12月分)又は平成30年度(平成29年1月～12月分)所得証明書又は課税証明書、税務署発行の納税証明書(その2)のいずれかを添付し、2点を提出してください。なおこの場合は、確定申告書(控)と、市区町村発行の所得証明書又は課税証明書、税務署発行の納税証明書(その2)の対象年度が異なっていても差し支えありません。
- (注5) 確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表を添付してください。
- (注6) 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要がある所得ですので、確定申告書(控)を提出してください。「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」のみを提出しても不備となります。
- (注7) 生活保護受給(適用)証明書(金額の記載のないもの)は不可です。必ず保護受給額が記載された証明書を提出してください。
- (注8) 他に収入が無く援助金のみで生活している場合は、必要書類に加えて、所得金額0円と記載のある所得証明書あるいは所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー(下記囲み記事参照)(※)、及び収入に関する事情書(書式は学校から受けとってください)を提出してください。
- (※) 年度途中の退職等により所得金額0円と記載のある証明書が発行されない場合は不要です。

所得金額「0円」と記載のある「所得証明書」又は「(非)課税証明書」について

- ① 所得金額「0円」と記載のある「所得証明書」又は「(非)課税証明書」は、申込時点で取得できる直近の年の分を提出してください(平成30年度(平成29年1月～12月分)が発行されない時期に学校へ提出する場合は、平成29年度(平成28年1月～12月分)で可)。平成30年度の証明書は、市区町村役場によりますが、おおむね平成30年6月上旬以降の発行となります。
- ② 「所得証明書」等の名前は市区町村役場により異なりますが、所得金額「0円」と記載のある証明書を提出してください。
- ③ 合計所得金額が「0円」であったとしても、所得の内訳欄(「給与収入額」や「年金収入額」等)に金額の記載がある場合は、「0円」の証明書として使用することは出来ません。
- ④ 当該金額欄が「*」(アスタリスク)、「-」、「空白」又は「非課税証明のみ」等の「0円」と記載のない場合は、証明書として認められません。ただし、住所地の市区町村役場で所得金額「0円」と記載のある証明書が発行されない場合には、学校に申し出て「収入に関する事情書」を提出してください(書式は学校から受けとってください)。
- ⑤ 無収入のため確定申告をする必要が無い等の理由から、税の申告を行っていないために「所得証明書」を取得できない場合は、早急に市区町村役場に平成30年度「市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書」(控)を提出してください。収入や所得があることが判明した場合は、32～33ページのフローチャートにより改めて必要な書類を確認し、適切な書類を提出してください。

所得金額0円と記載のある所得証明書(例)

平成29年度 特別区民税・都民税 所得証明書			
賦課期日現在の住所		東京都新宿区桜ヶ丘1-2-3	
氏名		奨学 一郎	
平成28年中の所得等		発行番号 12345	
総所得金額等	0円	区民税 所得割額	区民税 均等割額
給与収入額	0円	減免額	0円
年金収入額	0円	年税額	¥300,000
所得内訳 種類 金額		証明書交付時の 納税者(非課税)	
税額 控除等			
非課税理由			

(注意) 一一線のある欄は証明しないことを示します。

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成30年4月30日 ○○○長 〇〇〇長之印

Ⅲ. 特別控除に関する証明書類

次の(1)～(5)に該当する場合で証明書類が提出できる場合（(1)は不要）は、特別控除を受けることができます。

該当する項目があれば、「スカラネット入力下書き用紙」13ページ「J-特記情報」欄に必要な事項を記入してください。

（注）(3)～(5)についての控除額は、万円未満を切り上げて入力します。例：14,300円→2万円

(1) あなたの家族は、母子又は父子家庭である。

該当する場合は、在籍する学校で面談等により認定（事実確認）を受けてください。

(2) あなたの家族の中に障害のある人がいる。

該当する場合は、障害者手帳等のコピーを提出してください。

(3) 主に家計を支えている人（父及び母又はこれに代わって家計を支える人）が単身赴任等で別居している。

控除の対象となるのは、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費です。

該当する場合は、領収書のコピーを提出してください（単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可）。

「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では、領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付が無い場合は、控除の対象となりません。

別居が1年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。

上記に掲げる項目以外（引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等）は控除の対象となりません。

(4) あなたの家族に6か月以上にわたり療養中の人又は療養を必要とする人がいる。

該当する場合は、直近6か月分（長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込時点の分まで）の領収書のコピーを提出してください（長期療養を受けている者の氏名の記載のない領収書は不可）。1年間の支出金額の計算式を添付してください。

控除の対象項目	証明書等	発行者（所）
医師又は歯科医師への診療・治療費	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に支出している金額を証明できるもの（領収書等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等（医師） ・看護人（派出所） ・薬局 ・介護サービス提供事業者等
病院、診療所への入院費用		
マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費		
治療又は療養のための医薬品費		
病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る）		
看護人に対して支払う費用（賄い費を含む）		
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		

*健康保険などによって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。

*光熱費、差額ベット代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。

*証明書は一切返却しません。後日原本が必要になるもの（医療費の領収書等）は必ずコピーを提出してください。

*申込時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。

(5) この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減少がある（見込まれる）。

該当する場合は、被害を受けたことの証明書（罹災証明書・盗難届の証明書（届出受理番号等））と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。

長期にわたって支出の増加又は収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少等を指します。支出の増加又は収入の減少が発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。

(注) 保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありませんので、注意してください。

IV. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領

「スカラネット入力下書き用紙」12ページ「Iーあなたの家族情報」の収入について記入例を図解しますので、参照のうえ正しく記入してください。

収入に関する金額は、1万円未満を切り捨てします。

なお、退職金等一回限りの臨時的な収入は、含まれません。「スカラネット入力下書き用紙」に記入する際は、計上しないでください。

1 源泉徴収票を用いる場合

下図の源泉徴収票の例と、「スカラネット入力下書き用紙」（抜粋）により説明します。

(1) 必要な数字は「支払金額」

会社員やパート等、給与所得の場合に必要なとする数字は、源泉徴収票の「支払金額」（税込金額）です。

例：8,309,654円→830万円

(2) 「支払金額」の記入先

上記の例：830万円の記入先は、「スカラネット入力下書き用紙」12ページ「Iーあなたの家族情報」2-(e)-1) 給与所得の場合の「源泉徴収票等における支払金額」欄です。

(注) 複数の定期的な収入（給与と年金等）がある場合は、それらの収入に関する証明書類から税込金額の合計を算出し、2-(e)-1) に記入してください。

◆平成29年分源泉徴収票の例

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

東京都新宿区市谷本村町 99-9

支払金額 8,309,654

源泉徴収額 6,278,688

支払金額 3,072,448

源泉徴収額 320,600

給与・賞与 8,309,654

控除対象配偶者の所得等 控除対象配偶者の所得 (配偶者を除く) 控除対象配偶者の所得 (本人を除く) 控除対象配偶者の所得 (本人を除く)

3

社会保険料等の金額 899,448

生命保険料の控除額 50,000

地震保険料の控除額 3,000

住宅借入金等特別控除の額

(妻) 春子 (長男) 太郎 (二男) 次郎 (長女) 花子

29 04 10 19

マイナンバー（個人番号）が記載された書類は、申込時点では提出しないでください。

◆「スカラネット入力下書き用紙」（抜粋）12ページ Iーあなたの家族情報

2. (e) 昨年1年間の所得金額（複数の収入がある場合は、1）、2）別に）を記入してください。

1) 給与所得の場合 1) 源泉徴収票等における支払金額 **830** 万円

2) 給与所得以外の場合 2) 確定申告の控における収入・売上金額 万円

所得金額 万円

大学院生は別紙2に記入のうえ、該当する提出書類とあわせて提出してください。

大学院生対象

II. 収入に関する証明書類

本人及び配偶者（配偶者については定職収入がある場合のみ）の証明書類が必要です。

なお、生活費や授業料等の支払いに対し、収入金額が合理的な金額であるよう申告してください。収入の合計金額を「〇」万円とする等、学費や生活費に不十分な額とはしないでください。

(1) 収入の種類と【用紙②】収入計算書及びスカラネットに記入・入力すべき内容

	対象者		該当する主な収入	記入すべき1年分の収入金額		注意事項
	本人	配偶者				
定職	○	○	勤務条件が常勤である場合の収入	給与所得者の場合、「平成29年分源泉徴収票」の「支払金額」 給与所得者以外（個人事業主等）は「平成29年分所得税の確定申告書（控）」の「所得金額」、又は「平成29年分市県民税申告書（控）」の「所得金額」		給与所得とは給与・賞与、専従者給与等を指します。
アルバイト	○	—	定職以外の収入	複数の支払い元がある場合は、収入の合計金額		宿直・ビルの管理人等の場合、「週あたりの就労時間」には拘束時間ではなく実働時間をスカラネットに入力してください。
父母等からの給付額	○	—	本人の日常生活において、父母等の家計から支出されたもの	自宅通学者	食費・住居費等金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給又は本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額	日常生活費（食費・住居費・光熱費等）については、世帯全体の年間経費を家族数で割ったものを本人への年間給付額とみなしてください。
				自宅外通学者	金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額	父母からの仕送りによる、授業料・住居費・光熱費の支出等を指します。
奨学金	○	—	1年間に受けた全ての給付・貸与奨学金	1年間の奨学金の合計額（保証料を含む）		現在申込中のものは除きます。
その他の収入	○	—	上記いずれにも当てはまらない収入及び預貯金の取り崩し額等	失業給付・児童扶養手当等の受給額、預貯金取り崩しの合計額		預貯金の取り崩しについては、（注1）を参照してください。

（注1）預貯金を取り崩して生活をしている場合は、「その他の収入」に取り崩した預貯金額を入力して下さい。

（注2）本人の日常生活を営むうえでかかる費用が父母等の家計より支出されている場合は、その額を「父母等からの給付額」欄に入力してください。

（注3）前年（平成29年）の収入金額に対して、本年（平成30年）の収入見込額に変動がある場合は、本年見込額も入力する必要があります。前年と変動がない場合は、本年見込額の記入・入力は不要です。

大学院生は別紙2に記入のうえ、該当する提出書類とあわせて提出してください。

大学院生対象

(2) 収入に関する必要な証明書類（証明書類はコピー可です。提出された証明書類は返却できません。）

「【用紙②】収入計算書」に必要事項を記入し、該当する証明書類を添付のうえ、学校に提出してください。

平成29年（1月～12月）の証明書類	定職収入がある場合	源泉徴収票（給与所得者） 所得税の確定申告書（控）（給与所得者以外） *確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書、課税証明書又は税務署発行の納税証明書（その2）のいずれか一つの添付が必要。なお、確定申告書（控）と、市区町村発行の所得証明書又は課税証明書、税務署発行の納税証明書（その2）の対象年度が異なっても差し支えない。 *確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表のいずれか一つの添付が必要。
	アルバイト収入の場合	アルバイト先の源泉徴収票、給与支払証明書等
	父母等からの給付額	給付の年額の証明（「【用紙②】収入計算書」裏面：父母等が記入、自署・押印）
	奨学金を受けている場合	奨学生採用決定通知 奨学金受給額を証明する書類
	その他	雇用保険受給資格者証、各種手当の通知書、生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月程度の記帳部分）のコピー等

上記以外に平成30年（1月～12月（見込み含む））の証明書類も併せて提出が必要な場合	平成29年（1月～12月）の収入から変動がある場合	直近3か月以上の給与明細・年収見込証明書（定職・アルバイト収入がある場合） 退職証明書 当該収入を証明できる書類（父母からの給付額・奨学金・その他の収入がある場合は、上記の平成29年の取扱いと同様）
--	---------------------------	---

(注)「収入計算書」について

- ・収入金額を推算する必要がある場合は、裏面の余白に計算式を記入してください。
- ・支出項目については、「日常生活費」「授業料（設備拡充費、実習費等は含まない授業料年額）」「通学費」「その他の費用」に分類し、それぞれ支出した金額を自己申告により記入してください（証明書類不要）。
- ・本年見込用について前年と変動がない場合、収入見込額欄及び支出見込額欄の記入は不要です。

Ⅲ. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領

「スカラネット入力下書き用紙」12ページ「Iーあなたの所得情報」の記入について説明します。

「スカラネット入力下書き用紙」に収入状況（所得情報）を必ず記入のうえ、スカラネットに正しい情報を入力してください。

「スカラネット入力下書き用紙」

定職 アルバイト 父母等 奨学金（現在申込中のものは除く） その他の収入 配偶者の収入（定職収入のみ）	の6項目について、 それぞれ算出して ください。	ア 前年収入 （平成29年1月～12月の年間収入金額） イ 本年見込※ （平成30年1月～12月の収入予想金額） ※前年の収入金額に対して、変動が見込まれる場合に限り、入力してください。また、この場合も、前年の収入金額は必ず入力してください。
--	--------------------------------	---

【トビタテ第10期】(大学院生用)収入に関する報告

私は、平成31年度前期(第10期)官民協働海外留学支援制度に申請するにあたり、自身の収入に関する状況は以下のとおりであることを報告します。

大学名: _____ 研究科: _____ 課程・学年: _____

学籍番号: _____ 本人氏名: _____ 印 _____

平成29年1月～12月の収入額			
収入項目	収入額(年額)	提出書類	
定職	定職(本人)	万円	・源泉徴収票(給与所得者) ・所得税の確定申告(控)(給与所得者以外)
	定職(配偶者) ※該当者のみ	万円	
アルバイト	アルバイト1	万円	・アルバイト先の源泉徴収票 ・給与支払い証明書 等 ※欄が足りない場合は、アルバイト1、2に記載した後、 残りの金額をまとめてアルバイト3欄にご記入ください。
	アルバイト2	万円	
	アルバイト3	万円	
父母等からの給付額	万円	給付年額の証明 (本紙下部、父母等記入、自署・押印)	
奨学金	万円	・奨学金採用決定通知 ・奨学金受給額を証明する書類	
その他	万円	必要に応じて提出してください	
合計額	万円	※提出書類の詳細は、別紙1 収入に関する証明書類を確認	

父母等からの給付額について

下記の者が、平成31年度前期(第10期)官民協働海外留学支援制度に申請するにあたり、申請者本人への給付額については、以下のとおりであることに相違ありません。

申請者氏名: _____

給付者氏名【自署・押印】: _____ 印 _____ 本人との関係(続柄): _____

父母等からの給付額について									
H29	日常生活費 (食費・住居費等)	授業料	通学費 (定期代等)	小遣い・ その他	H29	日常生活費 (食費・住居費等)	授業料	通学費 (定期代等)	小遣い・ その他
1月					8月				
2月					9月				
3月					10月				
4月					11月				
5月					12月				
6月					小計				
7月					合計				

(単位:円)
※月別に記入出来ない場合は、年額のみを小計欄・合計欄にご記入願います。